



障がいのある子どもの保育

1 障がいのある子どもの保育とは

障がいのある子ども（以下、障がい児とする）は、専門知識をもつ人がかかる方が適切な対応ができるので障がい乳幼児のための通園施設に通う方が子どものために良い、という考え方があります。しかし、障がいを個性と捉えて、障がい児を分離することなく、健常な子どもたち（以下、健常児とする）と一緒に教育・保育していく考え方方が強くなってきています。これを統合保育と呼んでいます。

わが国では、1974年に厚生省が「障害児保育事業実施要綱」を出し、保育所での統合保育をすすめてきました。当時は、軽度の障がい児が対象とされました。同年文部省も私立幼稚園に対して障がい児を受け入れるよう勧め、経費補助がなされました。1980年に厚生省から「保育所における障害児の受け入れについて」が出され、対象となる障がいが中度までとされるなどの改正がなされました。1985年には、全国認可保育所22,899カ所のうち10,059カ所で16,152人の障がい児が受け入れられ、2006年には、22,720カ所の認可保育所のうち17,961カ所（公営10,061、私営7,900）¹²で障がい児が受け入れられ、受け入れ園が少しづつ増加しています。¹³

2 いっしょの保育をする意義

通常の保育の場に障がい児を受け入れ、一緒に保育することは、障がい児、健常児、保育者の三者にとって、それぞれ意義深いです。

障がい児にとって、健常児の存在や活動は、保育者が誘導したり、子どもに期待する活動内容の具体的なモデルとなります。保育者の指示が多少理解し難くても、子どもたちの活動が目の前で展開され繰り返されることで、それがモデルとなり、模倣を通して学ぶことができます。また、健常児の活動にはとても活気があり、障がい児だけの集団においては、ややもすると大人の声だけがにぎやかだったり、目的にあった動きをしているのは大人だけであることも少なくありません。しかし、健常児はエネルギーにあふれているので、障がい児が彼らと時間と場所を共有することにより、楽しみながら学ぶことができます。

もちろん、障がい児だけの保育に意義がないということではありません。幼

幼稚園や保育所のような比較的大きな集団にいきなり入るのは、刺激が強すぎることがあります。通園施設では、障がいの特性に合わせた小集団指導や個別指導が行われていますので、通常の保育に入る前に通園したり、幼稚園・保育所と並行して利用することもできるからです。

次に、健常児にとっては、幼いときから継続的に障がい児と一緒に育つことにより、色々な人の違いを認めつつ同じ人間として受け入れるという姿勢の育ちが期待できます。乳幼児期は発達の差が比較的小さく、あそびを通しての触れあいが多いため、かかわり合いに無理がありません。毎日直接触れあうことを通して、具体的なかかわり方や配慮の仕方を身につけていきます。できないところは手伝い、時間をかけてもできるところは見守るということを、保育者の様子を見ながら、幼児期のしなやかな心で受けとめ学んでいきます。幼児期には、対等な立場で遠慮のないぶつかり合いを通して触れあい、互いの関係を深めていくことができます。

最後に、保育者にとっては、障がいのある子どもを健常児とともに保育するには、高い資質と力量が求められます。近年、通常の保育においても、個別の配慮の必要性が強調されるようになります。加えて、対応の難しい子どもや気になる子どもが増加し、一人ひとりの子どもに細やかな対応が求められています。障がい児にも、その子どもの発達段階や障がいごとの特性に応じたかかわりが求められます。したがって、保育者は、子どもの発達や障がい、それに応じた対応について学びを深めなければなりません。クラス運営や保護者対応においても、細やかな配慮が必要で、気苦労も多く、環境整備や教材準備にも多くの時間を要することでしょう。しかし、専門的な知識や子どもを見る細やかな眼が養われ、一人ひとりとていねいにかかわる力がつき、保育者として成長します。どんな子どもも発達すること、命の尊さなど、かけがえのない学びの機会ともなり、苦労が多い分喜びも多いと考えられます。

3 障がいのある子どもを受け入れるための条件は

幼稚園や保育所のような健常な子どもの集団に障がい児を受け入れ、両者にとってプラスとなるような保育をするためには、①保育者の増配置（加配）、②保育者の研修、③保育環境の整備、④園での受け入れ態勢づくり、⑤障がい児の保護者との協力関係づくり、⑥健常児の保護者との協力関係づくりなど、条件を整える必要があります。

○保育者の加配と研修

認可された幼稚園や保育所では、子どもの人数に対して最低必要な保育者数が決められています。子どもと保育者の比率は、健常児集団を想定した数値です。障がい児をクラスに受け入れた場合には、とくに、障がい児を支援する保育者が必要です。このように、クラス担任以外に保育者を配置することを加配

と呼んでいます。加配された保育者は、クラス全体の保育にも当たりますが、障がい児に個別のかかわりが必要な場合は、その子どもに対応する役割を担います。健常児と障がい児の両方が、保育者から顧みられ、安全で充実した保育を受け、発達を保障されるためには、保育者の増配置は欠かせません。

加配の保育者が、障がい児だけを担当して個別に保育するのでは、健常児と障がい児が一緒に保育を受ける意義が半減してしまいます。加配の保育者が仲立ちとなって、障がい児と健常児との関係を築いていくようなかかわりが必要です。そのためには、加配の保育者がクラス全体の保育にも精通し、担任とよく連携し、チームプレーができるよう努めなければなりません。

障がいにはさまざまな種類があり、同じ障がいでも子どもによって障がいの程度や子どもの状態は異なります。健常児と比べて、障がい児では個人差が大きいです。したがって、障がい児を担当する保育者は、園外で開かれる研修会に積極的に参加して研鑽をつみ、それをもち帰って園内でも研修会を開き、保育者全員がある程度その子どもとかかわるようにしておく必要があります。

○環境整備と園全体での受け入れ

障がいによっては、園舎内外の改築や整備が必要となります。たとえば、子どもが歩行器や車椅子を使用している場合、園庭から園舎にスムーズに入れるように段差をなくしてスロープをつけるとか、車椅子を入れるようにトイレを改修するなどです。あるいは、視覚障がい児の場合、タオルかけを回転式ではなく固定式のタイプにしたり、子どもの靴箱やロッカーに貼るシールを触察してわかるタイプのものにするなどです。また、教材や遊具なども、障がいの種類や程度、その子どもの特性や好みに合わせて、適宜準備する必要があります。

障がい児の入園に当たっては、担当者だけに任せてしまうのではなく、園全体で子どもを受け入れる姿勢が必要です。園長をはじめ、全ての保育者がある程度その子どもとかかわるようになります。発達に遅れのある子どもでは、子どもの年齢のクラスよりも下の年齢のクラスで時間を過ごすことを好む場合があります。また、担当者が不在のときも同様に他の保育者の助けが必要です。園全体での受け入れと取り組みを具体化し、担当者の心理的な負担を軽減するために、障がい児についての事例検討会を園内で定期的にもつことが望ましいのです。そこでは、他の保育者の子どもの見方や他の保育者と子どもとの関係が担当者にヒントや示唆を与えることもあります。貴重な場となります。

○園と保護者との連携・協力

障がい児の保護者との協力関係をもつために、入園に当たって、子どもの障がいや健康状態、これまでの育ちや現在の子どもの様子、好みや癖、特別に配慮すべき事項などについて、保護者から情報を得ておく必要があります。また、保育者からは、園の保育方針や保育内容、園ができることとできないことを率直に伝えておくことが必要です。入園後は、保育者が園での様子を日々伝え、

保護者から家庭での子どもの様子を伝えてもらい、子どものトータルな姿を共有して、協力し合って子どもを育てていくことが欠かせません。送迎の際に直接口頭で伝え合ったり、時間的な制約や勤務形態により担当者と直接話せない場合には、連絡ノートを活用します。

健常児の保護者との協力関係をもつために、健常児の保護者が、障がい児とその親の立場を理解し、わが子とともに育つことに積極的な意味を見いだせるように、保育者が仲立ちとなるよう努めてほしいです。健常児が障がい児をどのように受けとめるか、接するかは、保護者の姿勢によるところが大きいです。ですから、保護者の関心がわが子だけでなくクラスの他の子どもたちに、さらに障がい児にも及ぶように、保育者の配慮が求められます。

1999年度（厚生省通知）より、障がい児の専門機関と保育所との並行通園が認められ、採められるようになりました。障がいによっては、定期的に専門機関に通い、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）による機能訓練、心理士による発達相談、口腔外科での摂食指導、医師による定期検診などが欠かせない場合があります。また、障がい児の専門機関が行う障がいや特性に応じた個別指導や小集団指導に参加する子どももいます。幼稚園や保育所と専門機関の双方が各々の専門性を保持し、情報交換することが大切です。

【事例】

明君は軽度の知的障がいをもつダウン症児で、始歩は満2歳、始語は1歳10か月です。幼稚園の3歳児クラスに入園し、入園時には理解言語は2歳半程度、表出言語は1歳後半程度で1～2語文で話し、構音に不明瞭なところもありました。食事は一人でき、着脱や排泄は援助があればできました。3歳児クラスは、18名の園児に対して2名の保育者が配置され、山本先生は主にクラス全体をリードし、中村先生はクラスの保育を補助しながら、必要に応じて明君につきました。

3歳児の1学期中頃には、一斉活動で他児の動きをよく見て明君なりに模倣し、楽しんでいる様子がみられましたが、自由遊びの時間には、他児とのかかわりはあまりもてませんでした。園に慣れ、中村先生との信頼関係ができると、先生が明君とままごとをしたり、他児に絵本の読み聞かせをするときも先生のそばにいて、先生の移動の際には後について歩きました。

3歳児の2学期後半から3学期になると、中村先生が明君の求めに応じて始めた活動に他の子どもたちも加わり、明君と一緒に楽しむ光景が見られるようになりました。それは、明君の好きな遊びの中で、明君と他の子どもたちが一緒に楽しみかかわりをもてるよう中村先生が仲介役を果たし、徐々に他児が明君に関心をもつようになったためです。

統合保育の意味を半減させないため、障がい児担当の加配の先生は、個別のかかわりが強く多くなり過ぎつねに2人だけで活動することがないよう、クラス活動や子どもたちとの関係にも配慮することが大切です。
（藤井和枝）

▶▶かかわりの Point

- 発達による違いを理解しよう
- 多様な要因について考えよう
- レッテルを貼っていないか考えよう

1 発達による違いを理解しよう

乳幼児期の子どもは「暴力をふるう」というよりも、「手が出る」という表現で表すことが多いです。なぜなら、この時期は相手に対する敵意というよりも、自分自身の気持ちと折り合いがつかずに相手に手を出してしまうことが多いからです。そして、年齢によってその意味合いも異なります。

乳児期に手が出るのは、相手に対する興味などが主な理由です。目の前の子に興味があって手で押したらひっくり返って泣いてしまい、自分もびっくりして泣くこともあるでしょう。また、歯が出てくるのでむずむずして相手の子を噛んで、相手の子の大泣きする反応にびっくりして自分も泣いたりします。そのようなとき、周りの大人の対応から、押したり噛んだりすることはいけないことであるという認識をもち始めます。

やがて、1歳半ころになると「イヤ」を主張する反抗期が始まります。3歳ころまで続くこの時期は、自分の欲求を無理にでも通す自己主張的な態度と、何事に対しても反対のことをする反抗的態度をとる場合があります。周りの大人は、自己主張的な態度に対しては、自我の芽生えととらえてある程度理解を示しますが、反抗的態度には手を焼くことが多いです。

アヤさんは、お母さんがしてほしいことに対していつも「イヤ」と言います。そして、お母さんを叩きます。

このような場合、大人が冷静でいることが難しい場合があります。そして、何度もこのようなことが重なると「乱暴な子」と思うようになるでしょう。場合によってはしつけと称して叩き返すかもしれません。しかし、大人の対応が変われば、しなくともいい乱暴を避けることができるかもしれないのです。それはどうすればよいのでしょうか。それは、子どもの言い分を徹底的に考え、受け止めることです。受け止めるというと、何でも許すと考えがちですが、そうではなく、「イヤ」と言う気持ちを受け止めるのです。つまり、「なんで叩くの!!」ではなく

く「(叩きたかったんだね。だけど) なんで叩くのかな?」と発想を変えて向き合ってみるのです。すると、子どもも、自分の気持ちを受け止めてもらえたという安心感から、大人の言うことに耳を傾けるようになります。子どもが大人に対して乱暴なふるまいをしてきたときは、大人の子どもに対する対応がどうであったか立ち止まって考えてみましょう。

2 多様な要因について考えてみよう

もう少し年齢があがってくると、お友だちとの関係の中でのいざこぎ場面において手が出ることが出てきます。いざこぎの原因として一番多いのは「物の取り合い」ですが、次のような場面をどう考えるでしょうか。

ケンジくんは、タツヤくんがもっているおもちゃをじっと見ていました。やがて、タツヤくんのおもちゃを取ろうとしましたが、タツヤくんが渡そうとしないので、叩いて奪い取りました。タツヤくんは泣いて保育者のところへ行きました。ケンジくんはそのおもちゃでしばらく遊んでいましたが、今度はタカシくんが別のおもちゃで遊んでいるのを見つけて、おもちゃを放り投げて、タカシくんに近づいて、おもちゃの取り合いが始まりました。

このような場合、ケンジくんは人の物を奪おうとして手を出す子と映ります。でも、おもちゃが欲しいのではなく、おもちゃで遊んでいるその状態を自分もしてみたいという願いがあるととらえてこの場面を見たらどうでしょうか。ケンジくんは、そのおもちゃを使って同じように遊んでみたかっただけかもしれません。では、次のような場面ではどうでしょう。

ハヤトくんはいつもお友だちに手を出しますので、クラスでも「乱暴な子」と思われています。先生も、どうしたらいいか手を焼いています。ある日、ハヤトくんはシンジくんとタクミくんが車のおもちゃで遊んでいるところへ近づいて、2人が遊んでいる車のおもちゃを取ろうとしていました。先生は、ハヤトくんに、同じおもちゃが他のところにあるから、それで遊んだらどうかと提案しました。ハヤトくんは先生に言われるとおり、車のおもちゃを取りに行きましたが、シンジくんとタクミくんのところに戻ってきて、シンジくんの頭をそのおもちゃで叩きました。

このような場合、お友だちに手を出す乱暴なハヤトくんが、また同じことをしたと映るかもしれません。先生が、他のおもちゃがあるからそれで遊んではどうかと提案したのも、またハヤトくんがお友だちに乱暴をするかもしれないと思ったからでしょう。でも、ハヤトくんにお友だちと遊びたいという願いがあるととらえてこの場面を見たらどうでしょうか。

上記二つのエピソードは「物の取り合い」「乱暴な子」の事例として見ることもできますが、「子どもの願いがうまく表現できていない事例」ととらえることもできるのではないかでしょうか。つまり、手が出る子は、自分の願いをうまく表現できないのかもしれないということです。

3 レッテルを貼っていないか考えよう

自分の気持ちをうまく表現することができなくて手を出してしまう子の場合には、手を出す以外の方法で自分の気持ちを表せることを示す必要があります。しかし、いったん「乱暴な子」とレッテルを貼ってしまうと、その子自身の願いに気がつかずに、表面的に手を出すという行為を抑えようとしてしまう可能性があります。また、そのような子でも、大人の言うことやお友だちとのかかわりの中で、穏やかに過ごしていることもあるかもしれません。気になる行為ばかりに目が行きがちです。園の中でそのような子がいると感じた場合には、集団の中のひとりとしてではなく、その子自身を追って見てはどうでしょうか。たとえば、ビデオで一日その子を追って撮影して、後で振り返り、必要であれば他の保育者も交えてその子を見ると、本当の願いが見えてくるかもしれません。そのうえでのかかわりは、その子の他の子へのかかわりに変化をもたらすでしょう。



演習問題

Bくんは、よくお友だちに手を出します。お母さんも困っていて、Bくんに厳しくしてくださいと先生に話しています。あなたは、保育者としてBくんのお母さんに何と話しますか。

参考・引用文献

今井和子（編）（2016）。主任保育士・副園長・リーダーに求められる役割と実践的スキル。ミネルヴァ書房。

インシデント・アクシデント報告

報告者

報告日 年 月 日 ()

事故発生日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
事故報告	1. ケガ 2. 亂暴 3. 衝突 4. 噛みつき・ひっかき 5. 誤食 6. その他 () 誰が 氏名 (園児・保育教諭・給食関係・WS・保護者・子育て支援)
事故内容	
場 所	1. 保育室 (組) 2. 子育て支援・児童クラブ・一時 3. 給食室 4. みんなのひろば 5. 廊下 6. 園庭 (北・南・野外炊飯場・森) 7. 大学構内 8. 駐車場 9. その他 ()
何を していた時	野外活動中・睡眠中・食事中・水遊び・園庭活動中・登園時・降園時・駐車場 その他 ()
対 策	